

平成29年12月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年12月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
2番	池田 清茂	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
5番	稲富 克紀	委員
6番	上村 孝二	委員
7番	内田 洋一	委員
9番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 誠一	委員
11番	古賀 喜治	委員
12番	坂井 康孝	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

緒方 義範 委員

事務局の出席者は10名である。

**事務局** 本日の総会に当たりまして報告をさせていただきます。  
現委員23名中、22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立していることを御報告いたします。  
なお、本日の総会の議案につきまして一部訂正がございますので、この場をおかりしまして訂正をさせていただきたいと思っております。  
議案集の「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案集の2ページ、8番、北野町大城、3筆の申請につきましては取り下げとなりましたので、削除をさせていただきますようよろしくお願いいたします。  
それでは、会長よろしくお願いいたします。

**議長** 皆さん、おはようございます。  
それでは、早速、12月の農業委員会総会を始めたいと思っております。  
まず、初めに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** それでは、1ページ目をお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1番から、2ページ、7番までの7件です。  
3ページ目をお願いします。  
西部地域、9番から、4ページ目、19番までの11件です。  
5ページ目をお願いします。  
賃借権設定、東部地域、20番から22番までの3件です。  
使用貸借権設定、東部地域、23番、1件です。  
なお、4番及び20番から23番につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも不許可の例外として農地を取得できるとされております。  
今回の申請は、\*\*\*\*\*がリハビリを行う機能訓練用農地として農地を取得する

ということでありますので、権利移動の不許可の例外規定を適用しております。

以上、1番から8番を除く23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、申請基準に適合していることを報告します。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**平委員** 番号4番と20番から23番ですけれども、本当かな、大丈夫かなという感じがしていますが。

**事務局** \*\*\*\*の案件だと思います。今申し上げましたように、あくまでもリハビリ施設でリハビリを目的とした農地取得というところの案件でございます。

こちらにつきましては、新たに今回出てきていますのが、所有権移転のほう、4番の申請案件が新たに発生したものです。後ろのほうの使用貸借権、または賃借権の設定につきましては、これはもともと利用権設定で結ばれていた案件です。リハビリ目的としては農地法3条による貸借のみが認められているものでありますが、それが利用権で結ばれてあったことから、今回新たに農地法3条のほうで結び直しというところで申請された案件です。ですので、まず18条の解約が利用権のほうで出ておまして、今回新たに結び直しというものです。こちらにつきましては、今まできちんと耕作されてあったということは確認がとれております。

以上です。

**議 長** よろしいでしょうか。それでは、ほかに質疑がございましたらお願いします。

**馬渡委員** この\*\*\*\*ですが、賃借権と貸借権の違いが、私たちにもわかるような説明をお願いします。

**事務局** 議案の\*\*\*\*の部分は、20、21、22が賃借権、23が使用貸借権設定になっております。

賃借権というのは、金納または物納が発生する貸し借りです。お金、例えば米何俵

という契約に基づいてお金のやり取りが発生したり、米で納めたりするのが賃借権設定になります。一方、使用貸借権というのは、無償の貸し借りです。お金やモノのやり取りが発生しないのが使用貸借権設定になります。以上でございます。

議 長 ほかにございますか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、6ページをお願いします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番まで3件です。

1番、申請地、草野町吉木、畑2筆、計507m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ではありますが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町竹野、田、8,577m<sup>2</sup>、申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するものです。農地改良行為となります。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町中川、畑、461m<sup>2</sup>、申請理由、申請地に自己用住宅の建築及び露天駐車場として利用するものです。

西部地域、4番、1件です。

4番、申請地、荒木町藤田、畑、212m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を農家住宅の敷地とし

て拡張するものです。農地区分は第1種農地であります、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号2番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**日比生副会長** それでは、東部地域の東部審査会から説明をいたします。

まずは審議番号の1番でございます。地図ナンバーも1番です。

転用の目的は農家住宅の敷地として拡張するものでございます。

農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございますので、第1種農地に該当しますが、転用目的は特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設いたします溜桝及び側溝を經由して、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、北側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、北側及び西側の既存石垣を利用し、東側についてはコンクリートブロックをする計画でございます。南側につきましては、申請地よりも南側の農地の地盤が高いために、土砂の流出はございません。

続きまして、審議番号2番でございます。地図ナンバーも2番です。

転用の目的は申請地の盛土施行に伴った農地改良行為による一時転用でございます。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用の目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、敷地内の南、東側に新設する水路及び北、西側の既存水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生をいたしません。

被害防除につきましては、周囲を法面施行により、土留めを行う計画でございます。

続きまして、審議番号3番でございます。地図ナンバーも3番です。

転用の目的は、自己用住宅の建築及び露天駐車場として利用するものでございますが、申請地の一部が既に露天駐車場として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、南側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存及び新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。以上、3件、担当地区の農業委員、推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いましたが、問題ないことを判断したところでございます。御審議のほどよろしく願います。

以上です。

**諸藤副会長** それでは、西部地域の報告をいたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーも4番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、申請地は既に倉庫が設置されておりますので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の広がりのある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、南側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ対策を行っていきます。

また、申請案件について、排水承諾等と添付書類を確認をいたしております。

また、担当地区の農業委員及び推進員の現地審査を踏まえ書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願います。

以上です。

**議 長** 以上で、審査会からの報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

**手島委員** 2番の案件について、その審査会のあり方についてです。

これは一旦、東部地区の審査会でいろいろ審査して問題があったから先送りしたものを、今度はA班でB班には何の説明もなく、今日の御議案にかかっているということについて、その審査会のあり方はどういう形でやるのが正しいのかです。B班はのけ者にして、勝手にAで決まったということについて異議があるわけです。

**事務局** 議案2番についてでございますけれども、委員がおっしゃいましたように、先月A班にて御審議いただきまして、添付書類の不備等で一度差しとめをさせていただいた案件でございます。今月、添付書類等添付された状態で再度提出をいただきましたものですから、今月の担当班でありましたB班において審議をさせていただいたところでございます。

委員がおっしゃいましたように、B班、先月御審査をいただいた班のほうに再度審議に加わっていただいたわけではございません。こちらに関しましては、また総会の報告事項の中でも今後の審査会のあり方というところで御意見を申し上げていただくところございますので、審査会のあり方についての御意見というところで承らせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

**議長** 言われたのは質疑に対しての回答じゃない。先月の審査会はB班だった。そして添付書類とかそういったものが不備のために取り下げをして、今月、新たにこれがA班の審査会上げてきたと。

**日比生副会長** それは添付書類が提出をされたから。添付書類がそのときはなかったから先月は通されなかった。今回は添付書類がちゃんとしていたからと。

**議長** そこをきちんと説明しないと。（「説明した」と呼ぶ者あり）いや、説明しているけれども、審査会のあり方について検討したいと言われているけれども。

**手島委員** 言いたいのは、B班のほうは何も知らないわけです。勝手にAで決めてしまっているわけです。先月B班が言ったことを。そこに問題があるということ。

**議長** だから添付書類とかそういうものを、B班でしたものを、書類を提出していただいてA班で審査をしたということでしょう。

**日比生副会長** B班で添付書類ではなく、何かまたほかの意見があったわけですか。添付書類の不足以外の理由で先送りになっているならばその点を説明しないと。添付書類だけの問題なのか、ほかにも意見がまだあったか。それが問題ですね。

**手島委員** B班が審査会で検討したことについて、A班の委員さんは何もわかっていないでしょうと言っている。わからないまま決めたことに、問題があるということ。

**議長** 前回B班で指摘を受けたものについては、今回A班は知らず、そのままA班で審議をして、それでA班のほうが承認をしたと。許可相当というような形で判断をしたということでもあります。

これはA班、B班が存在する以上、発生する案件ではなかろうかと思います。

この件については、B班で指摘のものを改善して、A班でそれを踏まえて審査をしたということですから、私はそのやり方については、問題はないのではなかろうかと思います。

そういうことからして、ここで、総会で、この代表者会議も含めて、総会含めてここで審査、審議をしているわけでもありますから、手順としては問題ないと思います。けれども、やはり今後こういうものが発生するであろうから、やはり今からこの審査会について、アンケートを載ってありますけども、その辺で十分検討をしていかなければならないと思います。

今、質問の問題については、もうB班で指摘のあったものはA班で説明がなされて審査したということでもありますからね……。

**手島委員** B班の意見が100%反映されておるか、反映されていないかというのは、B班の人はわからないわけです。最初からBを呼んでおけば何もこのようなことにはならない。

**事務局** 委員が御指摘の部分は、B班で審査していただいて、それを再度A班で審査をしていただいたその結果、それから、その経緯についてB班の委員の方々に御連絡がなかったということかと思いますがけれども、こちらについては確かに再度の連絡というところが漏れていた点はありましたので、そちらに関しましては事務局から再度連絡をさせていただくような形で、対応を今後させていただきたいと思っております。

議長 だから、実質的にやっぱりB班で質疑があったものをA班には話したと、この実情を。B班でこういった指摘を受けたということで、それをもって改善をしたということでA班のほうで審査をしたということでしょう。

だから、ただ、今話を聞いていると、B班のほうに何ら報告がなかったというようなこと、報告漏れというような形で整理していいのですか、手島さん、次のその報告をすれば納得をすると。

手島委員 A班の審査のときにB班も一緒にやっていたら、B班の意見が反映されたでしょう。一緒に話したら何もこのようなことにはならず終わる。だから、そのとき一緒にやればいい。

日比生副会長 前はB班の審査会、今回はA班の審査会です。それでまたB班もというのなら、また改めて、何らか別の形で出席してもらう他ないでしょう。現行、審査会は毎月、交互に1回ずつということが建前です。

議長 A班にはきちんと説明したんでしょ、そしてA班のほうで審査をいただいたと。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということですから、案件としては問題ないと思います。

ただ、B班の方々がそういう指摘したものをきちんとできたのかということが、報告がないということであるから、やはりA班のほうで審査をし、許可というというように形で審査をいたしましたということの報告があったほうがよかったと思います。

そうしなければ、全然B班のほうはわからないということでもありますから、今後は、一回先延ばしされたものについては報告をするということで進めていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

またがって審査をしたというようなことであれば、前の審査会のほうに報告や説明をするということ、これはあっていいのではないかと思います。きちんと審議されたと思いますけれど、そういった報告を今後はきちんと行うことでよろしいですか。

事務局 ただいま委員の御意見、それから会長の御意見もございましたように、引き継ぎの案件につきまして、きちんと前審議会の報告、前回の審議をしていただいた委員の

皆様には御報告を差し上げる形で対応をさせていただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

手島委員 もう少し、きちんと決めましょう。

議 長 これから先も持ち越しなら前回の審査会を呼ぶ、それならもう、審査会は1つに成す他ない。(発言する者あり)現在の審査会の在り方は、これは1年、2年かけて検討してきた結果、今の体制でいこうと決定したものです。なので、それは今後の課題としていかななくてはならないと思います。

この審査会のあり方については、2年かかって検討をして、モデル試行もやって、今年始めたものです。今後またその検討や見直しの御意見はあるでしょうから、班を作ってでも検討していくということで。

こういったことは、また起きるような気もします。在り方については、きちんと検討していくということで御了解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中(文)委員 A班とB班のその意見の違いについて、これは私の個人的な意見ですので、意見としてとどめていただければ結構ですけれども、手島委員が言われていることはもつともだと思いますが、何年かかけてこういうふうな形をつくられたということですよ。

B班とA班で結論が違うということは十分今後あり得る、これは間違いないわけです。では、B班において物言いがついたことをA班に引き継ぐべきか、そうでないかという点について、私は引き継ぐべきではないと考えています。

なぜなら、A班とB班は全然違う判断の合議体ですから、B班の判断はA班の判断に影響を及ぼすべきではありませんし、A班の判断はB班の判断に影響を及ぼすべきではありません。各自独立して判断すべきです。その結果、全く別の結論が出ること、今回のようにあり得ると思います。

じゃあ、その疑問をどこで解決するのか、私はこの場で解決すれば全く構わないと思っています。この場は、最近はずっと穏やかに審査が続いておりましたけれども、今日は何人かの委員さんの中からたくさん質問が出ていたと思います。私それはとてもよいことだと思っていますし、そうであるべきだと思っています。

ですから、手島委員は、なぜA班で通したのだということを、その疑問をここで言

われたことは正しいですし、その疑問に対してここで議論すべきです。決してこの会議の中身を形骸化すべきではないので、手島委員の疑問は出されるべきで、かつ、その疑問をこの場で解決して、その結果、議題を可決するのか、否決するのか決めるべきです。そうでなければ、審査会と総会とどうして2段階でやっているのか、そういう面倒くさいことをしているのかというところの説明がつかないと思います。ですから、今後もこういうことは起こり得る。そうしたら、この総会において実質的にきちんと議論して、解決すべきではないかなと思っています。一応そういう意見を述べさせていただきたいと思います。

**議長** 今、田中委員さんのほうから意見がありましたけれど、A班、B班違って良いのではないかということでもあります。

ただ、この案件については、私も携わりましたが、B班のほうでいろいろ意見が出て、それを改善して、その次にA班でその改善を受けてA班のほうで審査をしたということでもありますから、それは良いのではなかろうか。ただ、B班へ、前回指摘した案件は改善がされているということの説明がなかったということであるだろうと思います。

ですから、総会で決をとれば、これはもう簡単に済むわけですが、やはりそういった意見はここで出したほうが良い。最終的には総会で決をとるので。そのために現地審査、そして審査会、それから代表者会、そして総会というような形で運んでおります。

やっぱり検討事項は多いわけですから、他の地区から疑問等が出てくるならば、この総会の中でしなければならぬ。その前に代表者会で推進委員さんも出ていただいて審議をして進めてきたということでもありますから、なかなか委員の御指摘のあったことについては十分、事務局と話し合いをしながら進めていくことでもあります。

ですから、決を出すのは、許可相当を出すのは、この総会であります。否決するのも総会であります。それですから、ここで皆さん方の賛同を得る、結果どうなるのかわかりませんが、最終的には決をただしていくということになると思います。

今後はこういったことのないように、やっぱりできるだけスムーズにいくような形のものをもたまた検討します、考えます。よろしいですか。

**石井副会長** 済みません、私、B班で審査して、代表者会議のほうでA班と一緒に話もしました

ので、ちょっとその辺のいきさつをお話します。

まず問題点が出ましたのは、この竹野土地改良区というところの承諾がなかったということ、その隣接地が集落であるということ、作業する年間の工程といたしますか、そのはっきりとした内容が不足しているということ、それと周りに土壌の流れ出すことがあり得るので溝をつくるということで意見が出ていました。

それらの点について、今回の審査のときには隣接地の方の承諾と印鑑も出ております。それから土地改良区からも承諾が出ております。それから周りに溝をつくるということも、作るという計画で出されております。それで、作業計画等も出されております。

そういうことがありまして、A班で審査を通りますけれども、それで問題はないのではないということで、審査されていると思っております。まだ意見がありましたら、皆さんおっしゃってもらえたら。

**議 長** わかりました。問題点は私も今副会長からお話があったように聞いております。私もそれについては、前回の代表者会では話をさせていただいた案件でもあります。そういうことからして、やはりB班で指摘されたものを、改善して提出されたので、A班で審査をした、そしてA班で総会に上がってきたということでもありますから、その経緯の説明があると、手島委員も納得できるのではないかと思います。なので先送りになった案件についての報告については、今後考えていくということによろしいでしょうか。

**手島委員** ただ、私は、A班ならA班で終わらせたほうがいいのかと思います。私の意見としては、B班で最初に審査したら、その再審査もB班でやるべきじゃないかと思うわけです。B班の審査の内容は100%、A班に反映されていないと僕は思うわけです。（発言する者あり）だから、案件はA班に持っていかず、Bで終わらせればこういう問題は起こらないですから。

**議 長** またB班に戻すというようなことではなく、先ほど田中委員からも発言がありましたように、長年の検討を経て現行の審査体制があります。今この体制を変えることはできませんので、御意見は今後検討するとして、本件の皆さん方の同意をとりたいというふうに思います。よろしいでしょうか。  
指摘されたことが全部改善されておられれば、私は良いのではないかと思いますし、

A班で審議したものがここに上がっておりますので、本件の決をとりたいと思いますが、ようございますか。

**馬渡委員** 前回審議会では、残土で1 m上げるということで私たちは聞いています、私たちB班は。それで側溝のところはそのまま同様ですか。

**事務局** 今回の修正内容につきましては、巨瀬川の河川敷の工事から出る残土を使われるというところと、盛り土高ということにつきましては、B班で御審議いただいた内容と変わってはおりません。

**議 長** よろしいですか、委員。

**馬渡委員** そのときは、多くの委員さんから、野菜を作るのにそれほど盛り土をする必要はないだろうという話でした。B班の審査会では。半分程度でも野菜は作れるでしょうという話でしたが。

**事務局** 今回修正を行われた内容につきまして、土盛り高という根拠のほうを、まず説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、現段階、対象地が農用地の中で最も低い場所に位置しております、何年か前、水害が遭われた際に、大分水に浸かったというところがあったそうです。その際の水位が1 m近くの水位高まで浸ってしまったというところから、その土盛り高を今回の雨が降って浸からない状況のところの高さというところで算定をされて決めたというところの申請が出ているところです。

**議 長** よろしいですか。ほかにありませんか。

「なしの声」

**議 長** それでは、意見がたくさん出たわけでありまして。質問、出尽くしたのではないかと思いますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたしたいと思います。第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 多 数 挙 手

議 長 賛成多数ということで、第2号議案は可決されました。  
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から、2ページ10番まで、10件です。

1番、申請地、草野町吉木、畑、43m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、草野町吉木、畑3筆、計1,294.53m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、山本町豊田、田、1,213m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

4番、申請地、山本町豊田、田、1,057m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

5番、申請地、田主丸町菅原、畑、232m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

8ページをお開きください。

6番、申請地、田主丸町田主丸、畑、191m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸家住宅（1戸）を建築するものです。

7番、申請地、北野町石崎、田、622m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、北野町稲敷、畑及び田5筆、計1,806.93m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫、農機具置場及び従業員駐車場として利用するものです。

9番、申請地、北野町金島、田、997m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、農家住

宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、北野町千代島、田及び畑4筆、計3,767m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（13区画）を行うものです。

9ページをお願いします。

西部地域、11番から、10ページ22番まで、12件です。

11番、申請地、荒木町白口、田、451m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。

12番、申請地、高良内町、畑、200m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

13番、申請地、大善寺町宮本、畑、34m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、大善寺町宮本、田、1,742m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

15番、申請地、藤山町、田2筆、計324.39m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸りサイクル物品集積場として利用するものです。

16番、申請地、安武町住吉、田、332m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

10ページをお願いします。

17番、申請地、安武町安武本、畑、342m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

18番、申請地、城島町檜津、田、1,658m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、牛糞メタン発酵処理施設を建築するものです。農地区分は農用地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

19番、申請地、城島町檜津、田、405m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、牧草置場として利用するものです。農地区分は、農用地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

20番、申請地、城島町四郎丸、田、109m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ではありますが、地域農業の振興に

資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

21番、申請地、三瀨町高三瀨、田、479m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

22番、申請地、三瀨町高三瀨、田2筆、計728m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、農業用資材置場及び農機具置場として利用するものです。

なお、審議番号10番、18番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**日比生副会長** それでは、審議番号1番からまいります。地図ナンバーは5番でございます。

転用の目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものでございます。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、西側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにて、土砂の流出を防いであります。

続きまして、審議番号2番にまいります。地図ナンバーは6番でございます。

転用の目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地でございますが、転用の目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、西側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存の石垣を利用し、敷地内にもコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に、審議番号3番にまいります。地図ナンバーは7番でございます。

転用の目的は、露天資材置場として利用するものです。

農地区分につきましては、申請地に接する南側道路に上下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2つの病院がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号4番にまいります。地図ナンバーは8番でございます。

転用の目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分につきましては、申請地に接する南側の道路に上下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2つの病院がありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号5番です。地図ナンバーは9番です。

転用の目的は、農家住宅を建築するものです。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を經由して、南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号6番です。地図ナンバーは10番です。

転用の目的は、貸家住宅1戸を建築するものです。

農地区分につきましては、田主丸総合支所からおおむね700mに位置しており、宅地化率40%を超える区域内にある農地でありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する側溝及び溜柵を經由して、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次にまいります。審議番号7番です。地図ナンバーは11番でございます。

転用の目的は、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

続きまして、審議番号8番です。地図ナンバーは12番です。

転用の目的は、農業用倉庫、農機具置場及び従業員駐車場として利用するものです。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、汲取り式の仮設トイレを利用する計画です。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号9番です。地図ナンバーは13番でございます。

転用の目的は、農家住宅を建築するものです。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地に該当しますが、転用の目的が地域農業の振興に資する施設であり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次、審議番号10番でございます。地図ナンバーは14番でございます。

転用の目的は、宅地分譲（13区画）を行うものです。

農地区分は、申請地が都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路側溝を経由して、西側の既存道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を

防ぐ計画でございます。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上10件につきまして、担当地区の農業委員、推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断をいたしましたところでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

**諸藤副会長** それでは、西部地区の報告をいたします。

審議番号11番について説明をいたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道区域にあって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を經由し、東側側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号12番について説明をいたします。地図ナンバーは16番です。

転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を經由し、西側側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号13番について説明をいたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりのある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、既存の溜桝を經由し、北側の側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m以内に幼稚園と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、北側の側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ対策をとられております。

続きまして、審議番号15番について説明をいたします。地図ナンバーは19番です。

転用目的は、貸りサイクル物品集積場として利用するものですが、申請地は既に自動車整備工場として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、農用地区域内農地以外であり、第1種農地及び第3種農地の要件のいずれにも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により、東側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号16番について説明をいたします。地図ナンバーは20番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道区域にあって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、南側側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号17番について説明をします。地図ナンバーは21番です。

転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりのある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につつま

しては、敷地内に新設する溜桝を経由し、東側側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、東側の水路へ放流されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号18番について説明をいたします。地図ナンバーは22番です。転用の目的は、牛糞メタン発酵処理施設を設置するものです。なお、今回の申請につきましては、平成26年12月に、隣接して畜産業を行う方が同種内容で許可を得られておりました。しかしながら、事業主が変更となったため改めて申請を行われるものです。

農地区分については、農用地ではありますが、農業振興法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、東側道路側溝へ放流されます。牛糞を処理した排水につきましては、幾つかの工程を経て、東側の側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号19番について説明をします。地図ナンバーは23番です。

転用の目的は、牧草置き場として利用するものです。

農地区分については、農用地ではありますが、転用目的が農業振興法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して、南側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に擁壁を新設して、流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号20番について説明をいたします。地図ナンバーは24番です。

転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりのある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、北側側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、北側側溝へ放流いたします。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号21番について説明をいたします。地図ナンバーは25番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して、北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、北側水路へ放流いたします。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号22番について説明をします。地図ナンバーは26番です。転用目的は、農業用資材置場及び農機具置場として利用するものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に擁壁を新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者  
名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いします。  
「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録  
申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出さ  
れましたので付議いたします。  
第1区、第1番、1件です。  
1番、申請人、宮ノ陣町若松、\*\*\*\*\*、経営面積5万5,437㎡、農用地利用計  
画に従い利用すると認められます。  
第3区、2番、1件です。  
2番、申請人、北野町今山、\*\*\*\*\*、経営面積6万1,502㎡、農用地利用計画  
に従い利用すると認められます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題

といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 12ページをご覧ください。

「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。

第1区、第1番から、13ページ、4番までの4件です。

1番、所在地、荒木町荒木、荒木町今、田7筆、計9,916m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田4筆、計8,505m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

3番、所在地、善導寺町飯田、田、3,170m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

4番、所在地、宮ノ陣町五郎丸、田、畑4筆、計3,398m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

第2区、5番、1件です。

5番、所在地、田主丸町牧、田、3,466m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

第3区、6番から、14ページ、10番までの5件です。

6番、所在地、北野町石崎、田、2,855m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

7番、所在地、北野町大城、田、4,036m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

14ページをお願いいたします。

8番、所在地、北野町大城、田、1,004m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

9番、所在地、北野町高良、田、1,598m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

10番、所在地、北野町十郎丸、田、2,361m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から10番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。  
続きまして、「第6号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の「第7号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連した案件でございますので、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 では、議案15ページをお開きください。

「第6号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」

久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画、②久留米市北野町地域農業振興計画、③久留米市三潞町地域農業振興計画となります。

一旦、16ページをお開きください。

「第7号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画の内容について。第6、7号議案別紙のとおりです。

今回変更される計画の詳細につきましては、別紙、第6号、7号議案というのを配付させていただいておりますので、そちらの一覧のほうで詳細を説明させていただきたいと思います。

第6、7号議案、別紙の1ページをお開きください。

一覧をつけさせていただいております。表の一番左、こちらが第7号議案の該当番

号、右の振興計画と書いてあります、こちらの久34、久35、北34、三26、こちらが第6号議案に該当している案件という形になっております。

それでは、1番から説明をさせていただきます。

1番、目的は駐車場の設置となっております。申請地は山川神代2丁目、田、358m<sup>2</sup>、3ページに位置図をつけさせていただいております。

2番、目的は駐車場の設置となっております。申請地、山本町豊田、田2筆、計51m<sup>2</sup>、4ページに位置図をつけさせていただいております。

3番、目的は資材置き場の設置、申請地は安武町安武本、田2筆、計737m<sup>2</sup>、5ページに位置図をつけさせていただいております。

4番、目的は分家住宅の建設です。申請地は荒木町白口、田、482m<sup>2</sup>、6ページに位置図をつけさせていただいております。

5番、目的は農業用作業所となっております。申請地は田主丸町竹野、田2筆、計41m<sup>2</sup>、7ページに位置図をつけさせていただいております。

6番、目的は駐車場の設置、申請地は田主丸町菅原、畑、215m<sup>2</sup>、8ページに位置図をつけさせていただいております。

7番、目的は分家住宅の建設となっております。申請地は北野町十郎丸、田、300m<sup>2</sup>、9ページに位置図をつけさせていただいております。

8番、目的は駐車場の設置となっております。申請地は北野町仁王丸、畑、862m<sup>2</sup>、10ページに位置図をつけさせていただいております。

9番、目的は分家住宅の建設となっております。申請地は三瀨町西牟田、田3筆、計388m<sup>2</sup>、11ページに位置図をつけさせていただいております。

計14筆、3,434m<sup>2</sup>、こちらが今回、計画変更で青地から白地へと変更となるものでございます。

それでは、議案のほう、一度お戻りいただきまして、こちらの計画変更に対する意見書の返答（案）、意見（案）のほうを説明させていただきます。

15ページの、2、意見（案）と書いてあるところをご覧ください。

当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当である。

16ページをお開きください。

第7号議案に対する意見案といたしましては、本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。

以上、議案に対する説明を終わらせていただきます。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第6号議案、第7号議案に分けて採決いたします。「第6号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。続きまして、「第7号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」「報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について」「報告第5号 農地法第5条に規定による許可の取消願について」までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「なしの声」

議 長 報告第1号から報告5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、6番、上村孝二委員、19番、日比生和雄委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。